

## 和歌山県困難な問題を抱える女性支援基本計画（案）に対する御意見と県の考え方

### 1 募集期間

令和6年2月27日（火）から令和6年3月27日（水）まで

### 2 御意見の提出状況

提出者数 2者（1団体） 計16件

御意見の要旨		御意見に対する県の考え方
1	<p>「期間中は定期的に本計画による活動全体の実態把握と評価を行い公表する」、「計画の見直し前にも同様に実態把握と評価を行い公表する」と記載してはどうか。</p> <p>PDCAを行い事業を改善しながら確実に進めるには欠かせない取組であり、本支援事業は広く社会全体が関係者であることからその情報は社会全体で共有され、活動への理解を深めることが重要。</p>	<p>御意見のとおり、計画の推進において実態の把握と評価を行うことは重要であると考えており、国の法令及び基本方針に基づき、計画改定前には基本計画に定めた施策について評価を行うこととしています。</p> <p>この評価は、基本方針に掲げられた事項について調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること等により実施することとされており、その評価により得られた結果については公表するものとなっています。また、改定時にはパブリックコメントを実施する予定としております。</p>
2	<p>本法のモデル事業（若年被害女性等支援事業）では東京都において住民監査請求が認容され、住民訴訟が起きるなど混乱が続いており、第211回国会でも多くの質疑が交わされている。</p> <p>県外で発現した課題ではあるが、モデル事業での課題であるので、計画にも記載してはどうか。また、同課題を詳細に認識されたうえで、混乱が起きぬよう、県では情報公開をしっかり行い、透明性の高い支援活動となることを望む。</p>	<p>御意見のとおり、施策の実施にあたっては、国の法令や通知に基づき適切に実施してまいります。</p>
3	<p>目標の項目に支援そのものの成果・効果が分かる指標を加えてはどうか。もしくは、モニタリングのみの項目としてでも設定してはどうか。現在記載されている目標はいずれも支援そのものの成果ではなく、支援体制の整備であるため、体制の整備のみが目標とされてしまい、支援の効果への意識付けがおろそかになるのではないかと懸念する。</p> <p>例えば、自立につなげた人数や相談・保護等の実施人数など、課題として調査された結果を参考にし、項目を立てることはできないか。</p>	<p>御意見のとおり、本計画における取組の実施にあたっては、支援対象者に寄り添い、本人の意思を尊重しながら支援をしていくことが重要と考えており、相談件数や支援者数等に関しては「県内の現状」として記載しております。</p> <p>本計画に掲げる支援対象者は多岐にわたり、支援対象者によって必要となる支援は異なることから、客観的な評価指標を掲げることは困難であると考えます。</p>
4	<p>未成年者になされる各種の教育・啓発については、学校外でなされるものも含め、公開されること、また、事前に保護者に通知されることを記載してはどうか。</p> <p>家庭による教育・啓発内容の定着、家庭を通じた地域社会での理解増進が期待される。</p>	<p>御意見のとおり、教育・啓発の充実は重要であると考えており、取組を進める中で、今後検討してまいります。</p>

御意見の要旨		御意見に対する県の考え方
5	<p>「LGBTQ相談」とあるが、その対象は女性および性自認が女性であるトランスジェンダーに限られるものか。あるいは、法的には男性であるトランスジェンダー以外の性的マイノリティの方々も、相談については対象となるのか。</p> <p>前者の場合は、「LGBTQ」としてしまうと誤解を生じるため（例えばGは対象外となる）、対象を付記等で説明してはどうか。</p> <p>後者の場合は、困難女性支援法及びその国基本方針とから外れた対象まで相談に乗ることになるため、こちらも対象を付記等で説明すること、県の判断として支援する理由を追記してはどうか。</p>	御意見いただいた取組については、本計画に限る施策ではありませんが、対象として女性も含まれるため、記載しています。
6	<p>在留資格に関する記載で、出入国在留管理庁に対し、「相談者の状況を考慮した対応について協力を求めます」とあるが、具体的にはどのような状況、どのような対応、どのような協力をそれぞれ想定しているのか。また、実務として誰が判断し、誰がどのようにして求めるのか。</p>	御意見ありがとうございます。支援対象者の環境や状況により対応が異なることが想定されるため、具体的な支援内容については明示していませんが、必要に応じて、関係機関と連携して支援を行ってまいります。
7	<p>外国籍の方の対応について、支援対象者の意思等によって速やかな帰国を行うことが合理的である場合には、出入国在留管理庁と連携してスムーズに帰国を進めるよう記載してはどうか。</p> <p>支援対象者が帰国を望んでいる場合や、法令違反等の諸般の事情により在留資格を得ることが不可能である場合など、支援対象者のためにならないケースがありえる。</p>	御意見のとおり、支援対象者に寄り添った支援が重要と考えておりますが、支援対象者の環境や状況によって異なることが想定されるため、個別対応について明示していません。いただいた御意見につきましては関係機関と連携しながら、今後の業務の参考とさせていただきます。
8	<p>支援対象者（同伴者を含む）の個人情報の適正な取扱いに留意しつつ、個人情報の関係機関での共有を必ず行うこと、そのための規則を県・市町村で整備すること（あるいはすでにある規則を適用等すること）を記載してはどうか。</p> <p>また、特に一時保護などでは安全のために至急の対応が必要となる場合があること、支援対象者が正常な判断をできない場合が想定されることなどから、必ずしも支援対象者の同意を得られないことも考えられるため、支援対象者の同意がなくとも、すぐに情報が共有できることが望まれる。</p> <p>支援内容に漏れが出ないよう確認するため、支援対象者の個人情報を支援調整会議で共有してはどうか。</p>	御意見のとおり、関係機関等との迅速な情報共有は支援を行うにあたり重要であるとと考えており、計画素案P18に記載しています。 なお、共有される情報内に個人情報が含まれている場合、個人情報の保護に関する法律等関係法令に基づき適切に取り扱うこととしています。
9	<p>支援体制の構築にあたり、各地の実情に応じて、合理的な既存リソースの活用を勧めるか、認めるように記載してはどうか。</p> <p>例えば、行政機関等での兼務兼職、既存の公的団体（警察等）の参画、既存の施設（民間ホテル、公機関の研修・滞在・宿泊施設等）の活用などが考えられる。</p>	御意見のとおり、各地の実情に応じた対応は必要であると考えており、地域における支援体制の構築においては、各市町村等との連携・協力しながら、今後の取組の中で実情把握・課題分析とあわせて検討してまいります。 いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
10	<p>支援調整会議の内容（資料・議事録等）および同会議そのものについて、公開すると記載してはどうか。</p> <p>本支援には地域社会ほか広くの方々の理解、協力を得て進められるものであるため、支援の状況を広く理解してもらうことが求められる。個人情報の保護は重要であるが、例えば、代表者会議などと称される、個別事案ではなく全体を俯瞰する調整会議は特に公開をされるべきである。</p>	御意見のとおり、支援について広く啓発していくことは重要と考えておりますが、支援調整会議については全体会議であっても個別事例について共有される可能性がありますので、今後の取組の中で検討してまいります。

御意見の要旨		御意見に対する県の考え方
11	<p>民間団体の支援や連携について、厚生労働省が昨年3月24日に出した、モデル事業である若年被害女性等支援事業に携わる民間団体の適格性に関する通知（Q &amp; A）を本事業でも遵守すると記載してはどうか。</p> <p>また、NPO等の民間支援団体について、県市長村には把握する各団体の情報を極力公にする、および／または市民の求めに応じて極力開示されることを望む。</p>	<p>御意見のとおり、施策の推進にあたっては、国の法令や通知に基づき、実施してまいります。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
12	<p>多様な民間団体の中には、必ずしも支援対象者への支援として連携すべきでない、あるいは連携できるかどうか不明な団体があることも考えられるため、県および／または市町村の役割として、注意深く、そして広く市民から、団体に関する情報収集を行う、という趣旨を記載してはどうか。なお、本支援は一部の団体、支援者、被支援者とどまらず、地域社会など幅広いネットワークでなされるものであり、前記の情報収集も一部団体や被支援者に限ることなく、広く受け入れて考慮されることを望む。</p>	<p>御意見のとおり、民間団体等との連携については重要であると考えており、計画素案P19に記載のとおり、近接分野において活動している団体等への情報提供等により、事業実施への協力を働きかけるとともに、情報収集についても努めてまいります。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
13	<p>計画の対象について、困難女性支援法の定義に、「地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を…」とあるが、被差別部落の女性が対象となっているのか。具体的な対象者の明記が必要ではないか。</p>	<p>御意見につきましては、支援対象者を具体的・限定的に明示することはしておりませんが、国の基本方針に「困難な問題を抱える女性には、自身の国籍や出自、疾病や障害、過去の経験に起因する、様々な複合的な差別や社会的排除に直面し、抱えている問題自体が複合化・複雑化していることが多い。」とあり、女性の抱える問題が複雑化していることを踏まえて、すべての困難な問題を抱える女性に対して、対象者の意思を尊重しながら、最適な支援支援を行ってまいります。</p>
14	<p>相談体制について、電話や来所の相談だけでなく、メールやlineを使った相談体制をするべきではないか。それには、相談者の年齢層の理解ができるような民間団体や弁護士等との連携が必要では。</p> <p>また、相談員（支援者）がそれぞれの困難の理解のために、障害者団体（身体・知的・精神障害の当事者や家族）からの学習会や部落問題・識字など幅広い研修テーマを計画する。</p>	<p>御意見のとおり、相談体制の充実については重要であると考えており、現在も民間団体や弁護士等との連携を行っているところです。</p> <p>いただいた御意見を参考に、地域の現状把握や課題分析も含めて、取組の実施を検討してまいります。</p>
15	<p>啓発について、和歌山県下、すべての人がこの計画ができ、どのような内容なのかを知るよう、情報ツールを駆使して啓発しながら、届きにくいマイリティ女性にも届くよう、啓発方法を考える必要がある。当事者が自分も相談できると理解できるような、啓発推進。</p> <p>困難な問題の具体例を挙げていくなど、相談イメージを持ちやすい制度の説明が必要。</p> <p>学校教育での啓発を積極的に進めて欲しい。</p>	<p>御意見のとおり、支援対象者に届く啓発が重要であると考えており、関係機関等との調整も含めて、いただいた御意見を参考に検討してまいります。</p>
16	<p>どの課がどのような施策を実施するのかの記載の明記。</p>	<p>本計画は、困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画として、基本的な方針や支援の中核となる女性相談支援センター等における施策について記載しています。</p>